

## 川越市食品衛生法施行細則の一部改正（案）の概要について

平成26年2月

保健医療部 食品・環境衛生課

### 1 改正の趣旨

川越市食品衛生法施行条例及び川越市食品衛生法施行細則では、食品衛生法の施行に関し、必要な事項を定めています。

平成25年9月に川越市食品衛生法施行条例を一部改正しました。

この条例改正において、器具及び容器包装の製造業を行う場合の届出が新設されたため、様式の改正等、所要の改正をしようとするものです。

また、その他必要な規定の整理をしようとするものです。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 食品等の製造等の営業に係る届出等について

従来の「食品等の製造等の営業届」の様式を「食品等又は器具若しくは容器包装の製造等の営業届」とし、記載事項に「食品衛生責任者の生年月日及び資格」、「従事者数」、「営業時間」、「使用する水の種類」、「取り扱う食品等又は器具若しくは容器包装」、「営業設備の概要」を加えます。

「食品等の製造等の営業届出事項変更届」の様式を「食品等又は器具若しくは容器包装の製造等の営業届出事項変更届」とし、届出書の記載事項に「取り扱う食品等又は器具若しくは容器包装」を加えます。

また、届出を要する変更事項から「食品衛生責任者の氏名」を削り、新たに「使用する水の種類」、「取り扱う食品等又は器具若しくは容器包装」及び「営業設備の概要」を加えます。

なお、変更事項が「営業設備の概要」の場合には、添付書類として「変更後の主要設備を配置した営業施設の平面図」を加えます。

「食品等の製造等の営業廃止届」の様式を「食品等又は器具若しくは容器包装の製造等の営業廃止届」とし、記載事項に「取り扱う食品等又は器具若しくは容器包装」を加えます。

#### (2) 営業以外の食品の供与に係る届出について

「給食施設設置届」の記載事項に、「給食施設の衛生管理に関する責任者を置く場合は、その者の氏名、生年月日及び資格」、「食品を供与する時間」、「使用する水の種類」及び「給食施設の設備の概要」を加えます。

「給食施設届出事項変更届」による届出を要する変更事項から「従事者数」を削り、新たに「給食施設の衛生管理に関する責任者を置く場合は、その者の氏名、

生年月日及び資格」、「使用する水の種類」及び「給食施設の設備の大要」を加えます。

なお、変更事項が「給食施設の設備の大要」の場合には、添付書類として「変更後の主要設備を配置した給食施設の平面図」を加えます。

(3) 食品衛生責任者の届出について

「食品衛生責任者設置（変更）届」の記載事項に、「営業施設符号」及び「食品衛生責任者の生年月日」を加えます。

(4) 食品衛生監視員による食品等又は器具若しくは容器包装の移動の停止命令について

食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令について、器具又は容器包装の規定を加え、食品衛生監視員が器具又は容器包装の移動の停止命令を行うことができることとします。

※上記のほか、法令との整合を図るための規定の整理その他様式中の文言等の整理を行おうとするものです。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

### 3 施行期日

平成26年4月1日

※ただし、2（4）については、公布の日